

(登壇) 私は陳情第16号ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書提出に関する陳情、陳情第21号日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費並びに防衛費削減による地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳情及び陳情第22号国民保護法・米軍行動円滑化法などいわゆる有事関連7法にかかわって、自治体の意向尊重と思想・信条の自由の保障、非核三原則の反映を要求する意見書の提出についての陳情、以上3陳情について採択しないとの委員長報告に反対をし、採択を求めて討論をいたします。

まず陳情第16号ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書提出に関する陳情についてであります。ILO第175号条約はパートタイム労働に均等待遇を求めるものであり、またILO第111号条約は労働における差別を禁止するものであります。この陳情の意見書案で指摘しているとおり、我が国のパート労働者はこの10年間に360万人も増加をし、全雇用労働者の4分の1を占めるまでになりました。正規労働者とパート労働者の賃金格差は依然として大きく、一般の正規労働者の半分以下でしかありません。この間、パート労働者が増加した分、労働者の利益配分率は減ったこととなります。このまま法規制のないまま推移をすれば、今以上にパート労働者がふえ、社会の一極化が今以上に急速に進むと考えられます。2005年6月議会でパートタイム労働者等の均等待遇実現を求める陳情を趣旨採択をした本議会は、パート労働者の実効ある待遇改善を進めるために早期にILOパートタイム労働条約、これはいわゆる175号条約であります、を批准をし、その趣旨に沿ってパートタイム労働法に均等待遇を明記し、罰則規定など実効性あるものにするよう強く要望すると意見書を提出しているところであります。議会の連続性からも明らかに本陳情を採択をし、意見書を提出すべきであります。

次に、陳情第21号日本国憲法第9条の遵守と米軍駐留経費並びに防衛費削減による地方公共団体の財政改善を要求する意見書提出についての陳情についてであります。陳情書に指摘しているとおり、憲法第9条は徹底した不戦を規定し、戦争放棄、非核三原則、武器輸出三原則、集団的自衛権の否認などの原則を行使し、我が国の平和のみならず世界平和に貢献をしてまいりました。しかし政府の妄信的なアメリカ追従の姿勢の中で憲法解釈を次々と変え、小泉内閣に至っては有事法制の制定、戦地であるアフガニスタン・イラクへの自衛隊派遣、軍事お宅が先導するミサイル防衛計画など、憲法9条及び憲法前文の精神とはかけ離れたものとなっております。このような中、自民党を中心とする改憲の動きが活発化しておりま

す。また米軍への思いやり予算に代表する世界第2位の巨額の防衛費を負担する一方で、地方の命とも言える地方交付税が大幅に削減されている現在、この削減の影響で教育、福祉の縮減に既に手が入っている状態であり、今こそ将来に向け真の平和と安全と豊かな生活を保障するため、駐留米軍の縮減、防衛費の削減と地方財政の充実が急務と言えます。したがって本陳情を趣旨採択をし、意見書を提出すべきであります。

次に、陳情第22号国民保護法・米軍行動円滑化法などいわゆる軍事関連7法にかかわって、自治体の意向尊重と思想・信条の自由の保障、非核三原則の反映を要求する陳情についてであります。昨年6月、いわゆる有事関連7法案が国会を通過し成立したところであります。しかし以下の点、第1点として米軍及び自衛隊の作戦行動と自治体の避難、救援との関係、2番目としていかなる場合に国民の自由と権利を制限するのか、3番目として思想・信条の自由について公共の福祉による制約される場合がある、4番目として国民の保護に関する措置の重要性を国民へ啓発をする、5番目として米軍作戦行動への協力などの点について規定や国会答弁があいまいであり、運用次第では国民の方が後回しにされたり、国民の権利の侵害、戦前の思想教育への復活、米軍の我が国内での核兵器の使用などにつながる可能性があります。したがって本陳情を趣旨採択し、意見書の提出をすべきであります。

以上申し上げて、討論を終わります。(拍手)